



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 山梨労働局

山梨労働局発表
平成27年9月2日

【照会先】

山梨労働局雇用均等室

室長 荒井直子

室長補佐 田名網洋子

電話 055-225-2859

くるみん認定件数増加中です — 株式会社エノモトの2回目を認定 —

この度、厚生労働省山梨労働局（局長 能坂 正徳）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、株式会社エノモトを認定し、認定通知書を交付しました。同事業主が認定を受けるのは2回目※です。これにより県内企業の認定件数は18件（14社）になりました（[別添資料1](#)）。

※1回目 平成24年6月、2回目 平成27年8月

株式会社エノモトの取組内容

1 行動計画の期間

平成24年4月1日～平成27年1月31日（2年10か月間）

2 行動計画の内容

目標1 男性の育児休業の取得促進

目標2 子の看護休暇の取得促進

目標3 介護休暇の取得促進

目標4 年次有給休暇の取得促進

3 認定基準の主な達成状況

☆ 男性の育児休業取得を社内報により積極的に周知した結果、男性職員3名が育児休業を取得した。女性社員は100%育児休業を取得した。

☆ 子の看護休暇取得促進のため、制度上失効した有給休暇を充てることができることとしているにもかかわらず、取得が低調であったため、社内報にて周知した結果、計画期間中に男女合わせて延べ25名の取得実績となった。



新認定マーク 愛称「くるみん」

☆の数が認定回数を示します。

1 認定制度について

厚生労働省では、平成19年度から、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組み、「一般事業主行動計画」を策定・実行し、①計画に定めた目標を達成、②男性の育児休業等取得者がいることなどの基準（別添資料2）を満たした企業に対して、次世代育成支援対策推進法の認定マーク「くるみん」を付与しています。

認定を受けた企業は、「くるみん」マークを商品や広告、求人広告などにつけて子育てサポート企業であることをアピールできます。税制優遇措置も利用できます（別添資料3）。

県内の認定企業では、ホームページでの紹介、名刺等に活用されており、企業イメージの向上、従業員のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な人材の確保などにつながることを期待され、学生の企業選びの基準としても活用されています。

全国の認定企業数は、平成27年6月末現在で2,206社となりました。山梨労働局においても、より多くの企業が認定を目指して取り組んでいただけるよう、広く周知を行い、個別相談にも積極的に対応しておりますので、ご相談ください。

2 次世代育成支援対策推進法改正について

(1) 平成27年4月に次世代育成支援対策推進法が改正施行されました。改正のポイントは以下のとおりです（別添資料4）。

① 法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長

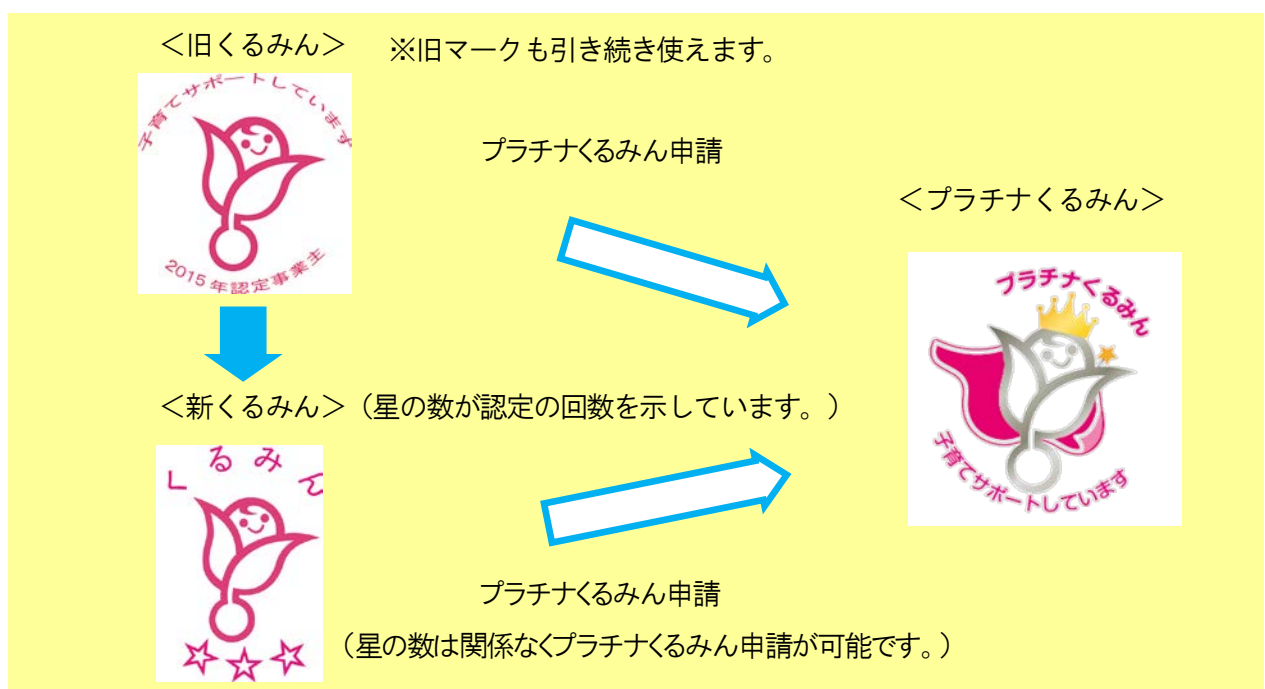
引き続き、同法に基づき行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行っていただく必要があります。

② 新たな認定制度の創設

くるみん認定を受けた企業が、さらに高い水準の取組を行い、一定の基準を満たした場合に「プラチナくるみん」を付与する新たな認定制度が創設されました。

(2) 平成27年4月1日から、**新くるみんマーク、プラチナくるみんマーク誕生!**

平成27年4月1日以降に認定申請され、認定した場合には「新くるみん」を付与。



★山梨労働局のホームページ

URL <http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

★厚生労働省のホームページ

URL http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html